

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区分	内容等	備考
契約年月日	令和7年10月31日	
契約件名	MR四極電磁石ファミリ用小型電源制御盤 1台	
契約金額	9,410,049円	
契約の相手方	東京都千代田区神田淡路町1-3-2 泰榮電器(株)	
問合せ先	財務部東海契約課東海契約第二係 TEL 029-284-4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契約の概要	MRでは現在、ビーム出力増強のためMRサイクルの高繰り返し運転を行っている。さらに、ビームパワーを1300kWまで増強することを目指し、MRサイクルの短縮のため主電磁石励磁用の主電磁石電源及び関連機器を開発、設計、製造している。 本件は2025年度に製造するMR四極電磁石ファミリの中でも出力規模が小さい小型電源(変換器)用の制御盤を製造するものである。	
随意契約の理由	本制御盤は、2025年度に製作するMR四極電磁石ファミリ用小型電源を制御するためのもので、電源を構成する変換器を上述の偏向電磁石、四極電磁石、六極電磁石などの主電源と同じ設計にしている。そのため、制御装置も同じ設計・製作過程を経て製造されることが必要である。これまで電磁石電源の制御盤は泰榮電器(株)によって設計、製作されたものである。 仮に、異なるメーカーにより制御盤が製造された場合、電磁石電源の高精度な制御ができなくなり、陽子がきちんと加速できない原因となる。さらには、大強度ビームの運転に於いては、主電磁石電源の変換器を火災、損傷する可能性、及び陽子ビームが加速できることにより加速器機器の損傷を招き、長期的に運転出来なくなる可能性がある。 以上より、本製造を行うことができる者は泰榮電器(株)を置いて他にない。	